



倉敷市公告第489号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画（変更案）を作成したので、次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和7年7月16日

倉敷市長 伊 東 香 織



記

1 地域計画（変更案）を作成した地域

有城・亀山・帯高・西田・高須賀・早高、茶屋町・茶屋町早沖、新田・黒石・八軒屋・粒浦・粒江、玉島長尾、真備町上二万・真備町下二万

2 縦覧場所

倉敷市文化産業局農林水産部農林水産課

3 縦覧期間

令和7年7月16日から令和7年7月30日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 意見書の提出

各計画の変更案に対して意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、倉敷市農林水産課へ意見書を提出すること。

なお、期間を過ぎての意見書の提出は受け付けない。また、意見書に使用する言語は日本語に限り、電話での意見は受け付けない。

5 提出された意見書の取扱い

意見書に対する個別の回答は行わない。地域計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。